

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

平成十七年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、国民健康保険における国庫負担率の見直し、基礎年金に対する国庫負担の引上げ、その他国庫補助金等の廃止等の措置を講ずること。

第二 国民健康保険法の一部改正の要点

一 市町村が行う国民健康保険における保険給付等に要する費用に対する国庫負担を見直し、都道府県負担を導入すること。（国民健康保険法第七十二条の二関係）

二 低所得者の保険料軽減分に対する公費補填に係る国庫負担を廃止し、都道府県の負担とすること。（国民健康保険法第七十二条の二の二関係）

第三 児童福祉法の一部改正の要点

児童福祉施設のうち保育所、児童養護施設等の施設整備に要する費用の交付金化に伴い、所要の規定の

整備を行うこと。（児童福祉法第五十二条、第五十四条、第五十六条の二及び第五十六条の三関係）

第四 身体障害者福祉法の一部改正の要点

身体障害者更生援護施設の設置に要する費用について、補装具製作施設等に係るものを国庫負担の対象外とすること。（身体障害者福祉法第三十七条及び第三十七条の二関係）

第五 麻薬及び向精神薬取締法の一部改正の要点

麻薬取締員及び麻薬中毒者等の相談に応ずるための職員に要する費用について国庫負担の対象外とすること。（麻薬及び向精神薬取締法第五十九条の二及び第五十九条の三関係）

第六 売春防止法の一部改正の要点

婦人保護施設の施設整備に要する費用の交付金化に伴い、所要の規定の整備を行うこと。（売春防止法

第三十九条及び第四十条関係）

第七 老人福祉法の一部改正の要点

市町村が行う養護老人ホームへの入所措置等に要する費用について国庫負担の対象外とすること。（老人福祉法第二十一条、第二十一条の二、第二十二条、第二十四条及び第二十六条関係）

第八 母子保健法の一部改正の要点

一歳六か月児健康診査及び三歳児健康診査に要する費用について国庫負担の対象外とすること。（母子

保健法第二十一条の二及び第二十一条の三関係）

第九 民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律の一部改正の要

点

一 市町村又は都道府県による公的介護施設等の計画的な整備等を促進していくため、国が交付金を交付する制度を創設すること等に伴い、法律名等について所要の改正を行うこと。（地域における公的介護

施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（以下「施設整備促進法」という。）第一条及び第二条関係）

二 国の交付金の交付は、国が作成する基本方針に基づき市町村又は都道府県が作成する計画に対して行われる仕組みとすること。（施設整備促進法第三条から第七条関係）

三 市町村又は都道府県が作成する計画に掲載された公的介護施設等について、老人福祉法等の特例等を設けること。（施設整備促進法第八条から第十一条関係）

第十 次世代育成支援対策推進法の一部改正の要点

国は、市町村又は都道府県に対し、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置の実施に要する経費に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができることとする。 (次世代育成支援対策推進法第十一条関係)

第十一 国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正の要点

一 平成十七年度において、国庫は、国民年金制度に係る基礎年金の給付に要する費用の三分の一及び千分の十一に加え、二百四十七億五千九十六万六千円を負担すること。 (国民年金法等の一部を改正する法律 (平成十六年法律第四百号) 附則第十三条第四項関係)

二 平成十七年度において、国庫は、厚生年金保険制度に係る基礎年金拠出金の額の三分の一及び千分の十一に加え、八百二十一億六千三十五万五千円を負担すること。 (国民年金法等の一部を改正する法律 (平成十六年法律第四百号) 附則第三十二条第四項関係)

第十二 施行期日等

一 施行期日

この法律は平成十七年四月一日から施行すること。

二 経過措置

1 国民健康保険制度における国庫負担に関する事項、都道府県負担に関する事項等について、所要の経過措置を設けること。

2 その他この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。

三 関係法律の整備

1 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律等について、国民年金法等の一部を改正する法律の改正に準じた改正を行うこと。

2 その他関係法律について、所要の規定の整備を行うこと。

◎ 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（費用の支弁）</p> <p>第二十一条（略）</p> <p>一（二）（略）</p> <p>三 第十一条第一項第二号の規定により市町村が行う措置に要する費用</p> <p>（介護保険法による給付との調整）</p> <p>第二十一条の二 第十条の四第一項各号又は第十一条第一項第二号の措置に係る者が、介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービス又は施設サービスに係る保険給付を受けることができる者であるときは、市町村は、その限度において、前条第一号、第一号の二又は第三号の規定による費用の支弁をすることを要しない。</p> <p>第二十二條及び第二十三條 削除</p>	<p>（市町村の支弁）</p> <p>第二十一条（略）</p> <p>一（二）（略）</p> <p>二の二 第十一条第一項第二号の規定により市町村が行う措置に要する費用</p> <p>三 市町村が設置する養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備に要する費用</p> <p>（介護保険法による給付との調整）</p> <p>第二十一条の二 第十条の四第一項各号又は第十一条第一項第二号の措置に係る者が、介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービス又は施設サービスに係る保険給付を受けることができる者であるときは、市町村は、その限度において、前条第一号、第一号の二又は第二号の二の規定による費用の支弁をすることを要しない。</p> <p>（都道府県の支弁）</p> <p>第二十二條 都道府県が設置する養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備に要する費用は、都道府県の支弁とする。</p> <p>第二十三條 削除</p>

(都道府県の補助)

第二十四条 都道府県は、政令の定めるところにより、市町村が第二十一条第一号の規定により支弁する費用については、その四分の一以内（居住地を有しないか、又は明らかでない第五条の四第一項に規定する六十五歳以上の者についての措置に要する費用については、その二分の一以内）を補助することができる。

2| 都道府県は、前項に規定するもののほか、市町村又は社会福祉法人に対し、老人の福祉のための事業に要する費用の一部を補助することができる。

(国の補助)

(都道府県の負担及び補助)

第二十四条 都道府県は、政令の定めるところにより、市町村が第二十一条第二号から第三号までの規定により支弁する費用について、次に掲げるものを負担する。

一 第十一条の規定により福祉事務所を設置しない町村が行う措置に要する費用（次号に規定する費用を除く。）については、その四分の一

二 居住地を有しないか、又は明らかでない第五条の四第一項に規定する六十五歳以上の者についての措置に要する費用については、その二分の一

三 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備に要する費用については、その四分の一

2| 都道府県は、政令の定めるところにより、市町村が第二十一条第一号の規定により支弁する費用については、その四分の一以内（居住地を有しないか、又は明らかでない第五条の四第一項に規定する六十五歳以上の者についての措置に要する費用については、その二分の一以内）を補助することができる。

3| 都道府県は、前二項に規定するもののほか、市町村又は社会福祉法人に対し、老人の福祉のための事業に要する費用の一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十六条 国は、政令の定めるところにより、市町村又は都道府県が第二十一条第二号から第三号まで又は第二十二条の規定により支弁する費用については、その二分の一を負担するものとする。

第二十六条 国は、政令の定めるところにより、市町村が第二十一条第一号の規定により支弁する費用については、その二分の一以内を補助することができる。

2| 国は、前項に規定するもののほか、都道府県又は市町村に対し、この法律に定める老人の福祉のための事業に要する費用の一部を補助することができる。

附則

(国の無利子貸付け等)

第八条 国は、当分の間、都道府県又は指定都市等に対し、第二十六条第二項の規定により国がその費用について補助することができる事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県又は指定都市等が自ら行う場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、指定都市等以外の市町村、社

2| 国は、政令の定めるところにより、市町村が第二十一条第一号の規定により支弁する費用については、その二分の一以内を補助することができる。

3| 国は、前二項に規定するもののほか、都道府県又は市町村に対し、この法律に定める老人の福祉のための事業に要する費用の一部を補助することができる。

附則

(国の無利子貸付け等)

第八条 国は、当分の間、市町村又は都道府県に対し、第二十六条第一項の規定により国がその費用について負担する設備の設置で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十六条第一項の規定（この規定による国の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2| 国は、当分の間、都道府県又は指定都市等に対し、第二十六条第三項の規定により国がその費用について補助することができる事業で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県又は指定都市等が自ら行う場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、指定都市等以外の市町村、社会福祉法人その他政令で定める者が行う場合にあつてはその者に対し当該都道府県又は指定都市等が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内に

会福祉法人その他政令で定める者が行う場合にあつてはその者に対し当該都道府県又は指定都市等が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2| 国は、当分の間、指定都市等に対し、老人健康保持事業を行うことを目的とする施設の設置（第二十六条第二項の規定により国がその費用について補助するものを除く。次項において同じ。）で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

3| 国は、当分の間、都道府県に対し、老人健康保持事業を行うことを目的とする施設の設置で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、指定都市等以外の市町村に対し当該都道府県が補助する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

4| 前三項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

5| 前項に定めるもののほか、第一項から第三項までの規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

6| 国は、第一項から第三項までの規定により都道府県又は指定都市等に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である事業につい

て、無利子で貸し付けることができる。

3| 国は、当分の間、指定都市等に対し、老人健康保持事業を行うことを目的とする施設の設置（第二十六条第三項の規定により国がその費用について補助するものを除く。次項において同じ。）で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

4| 国は、当分の間、都道府県に対し、老人健康保持事業を行うことを目的とする施設の設置で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、指定都市等以外の市町村に対し当該都道府県が補助する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

5| 前各項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

6| 前項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

7| 国は、第一項の規定により市町村又は都道府県に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である設備の設置に係る第二十六条第一項の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

8| 国は、第二項から第四項までの規定により都道府県又は指定都市等に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である事業につい

て、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

7) 市町村又は都道府県が、第一項から第三項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第四項及び第五項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

て、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

9) 市町村又は都道府県が、第一項から第四項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第五項及び第六項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。